

理事の職務権限規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人Homedoor(以下「当法人」という。)の理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、法令、当法人の定款及び当法人が定める規範、規程等に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として当法人を代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

(細則)

第6条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、2024年1月22日から施行する。